

第 65 回いたばし花火大会 キッチンカー出店募集要領

1 出店日時(※荒天時の順延は無し)

令和 6 年 8 月 3 日(土) : 15時30分～20時30分まで(入場は15時まで・退場は21時30分頃)

2 出店場所及び募集台数

荒川河川敷(荒川戸田橋野球場硬軟 A 面) 詳細位置は別紙 1 台

3 応募資格

- ・板橋区内に実店舗を構えている事、または板橋区内で定期的なキッチンカー営業を行っている事
- ・都内一円の飲食店営業(自動車)許可を保有している事

4 応募方法

- (1) 本募集要領に書かれている事項に従い、別紙「出店申込書」に記入の上、飲食店営業(自動車)許可証の写しを添付してお申し込みください。
- (2) 出店申込書は、6 月 14 日(金)17 時までにメールで提出してください。
募集台数を上回った場合は抽選となります。当選したお店の方にのみご連絡致します。

5 当選連絡

- (1) 抽選の結果、6 月 18 日(火) 17 時までに当選した方のメールアドレス宛に連絡します。落選となった方には連絡しませんのでご了承ください。
- (2) 当選者は、確認のため 6 月 21 日(金) までにメールで返信をお願いします。返信が無い場合は、当選無効となります。

6 出店料

30,000 円(お支払方法は当選決定後、連絡します)

7 注意事項

- (1) 準備・後片付けなどについて
 - ① 準備・片付けは全て出店(展)者で行ってください。
 - ② ごみは、必ず出店(展)者の責任において、全て持ち帰ってください。
 - ③ 花火大会当日は、会場周辺で交通規制(17:00～22:00)が行われます。その間、物品の搬入等車両の運行ができなくなりますので、注意してください。
 - ④ 荒天時は、主催者側の判断により中止します。その場合はホームページで公表します。
- (2) 販売方法について
 - ① 販売の際は、極力、ごみの出ない販売方法や、リサイクル回収しやすいものを使うなどの工夫をしてください。
 - ② 食品や飲料用に容器を使用する場合は、非石油製品の容器の使用にご協力ください。
発電機(ガソリン等揮発性が高い燃料)を使用する場合、消火器の準備が必要になります。発電機を使用する出店(展)者に関しては、必ず消火器を用意してください。ご用意がない場合は発電機の取り扱いができません。なお、発電機を使用する際のガソリンの保管については、必ず金属製の携行缶を使用してください。
 - ③ 販売品は責任を持って良質で低廉な価格での販売にご協力ください。
 - ④ 販売品に対する苦情は出店(展)者の責任で誠意を持って取替・返金等の対処をしてください。
 - ⑤ 食品・酒類を販売する場合は、関連法規の遵守、保健所、税務署の指導に必ず従ってください。
＜酒類を販売する予定の方＞
未開封の缶(ビン)で酒類を販売する場合は、酒税法上の酒類販売免許が必要となります。
なお、酒類の販売に関する税務署への申請は、出店(展)者側で行ってください。
詳しくは豊島税務署 酒類指導官部門 03-3984-2171 にお問い合わせください。
 - ⑥ 購入者の求めに応じて、領収証を発行してください。
- (3) その他
 - ① 花火大会終了後に「売上金報告書」を提出していただきます。
 - ② 東京都暴力団排除条例及び東京都板橋区暴力団排除条例に定める暴力団および暴力団員

の関与を禁止します。提出いただく出店（展）申込書に基づき関与の有無について警察署に照会を行う場合があります。関与が認められた場合は出店（展）を取り消します。

③ 募金箱の設置や募金を呼び掛ける等の募金活動はできません。

④ 主催者の指導には必ず従ってください。従っていないと主催者側が判断した場合は出店を取り消します。

8 個人情報の取り扱いについて

いたばし花火大会の出店の申し込みを通して知り得た個人情報は、下記の場合を除き、適切に保護し、第三者に開示又は漏洩しません。なお、知り得た個人情報は、すべての連絡等が終了した後、責任をもって処分いたします。

- (1) 団体名、出店責任者及び連絡担当者の氏名をいたばし花火大会運営委員会、運営幹事会、出店説明会等で開示する場合
- (2) 観光協会が、いたばし花火大会の出店にあたっての連絡用として利用する場合
- (3) 出店責任者及び連絡担当者等の同意を得た場合

9 問合せ先

〒173-0004 板橋区板橋 2-65-6 板橋区情報処理センター6 階 板橋区役所くらしと観光課内
板橋区観光協会 電話:03-3579-2255 メール:kb-jigyo@city.itabashi.tokyo.jp